

せまいみち改善事業【手続きの流れ】

手続きの流れ		申請者（建築主等）
事前協議	① 事前協議書の提出 随時相談受付	①「事前協議書」（正副２部）を提出してください。（副本はコピー可） ☐ 事前協議書（様式第１号） ☐ 位置図（対象敷地を赤枠で明記） ☐ 土地の全部事項証明書（最新の内容で登記官の押印があるもの）※１） ☐ 公図の写し（最新の内容で登記官の押印があるもの。対象敷地を赤枠で明記）※１） ☐ 後退用地等の写真（後退用地・隅切り用地、対象道路が確認できるもの） ☐ 委任状（必要な方のみ） ☐ 本人確認書類（窓口で提示） ※１）事前協議の時はコピー可
	② 現地協議（現地立会） ③ 事前協議終了の通知 ④ 支障物件の撤去 ※支障物件がある場合	② 申請者（建築主等）と市担当者で現地確認・協議を行います。 ☐ 本人確認書類（現場で提示） ③ 「事前協議書」の副本を返却します。 ④ 後退用地等内の支障物件を撤去していただきます。 支障物件：後退用地等内にある家屋、塀、植栽など道路拡幅整備に支障となるもの
申請	⑤ 申請書等の提出 申請期間があります	⑤「後退用地等拡幅整備申請書」（正副２部）を提出してください。（副本はコピー可） ☐ 後退用地等拡幅整備申請者（様式第３号） ☐ 寄附承諾書（様式第４号） ☐ 権利抹消承諾書（様式第５号）（該当がある方のみ） ☐ 後退用地等の当該年度の固定資産税納税通知書の写し等 ☐ 位置図（申請対象敷地を赤枠で明記） ☐ 土地の全部事項証明書（最新の内容で登記官の押印があるもの） ☐ 公図の写し（最新の内容で登記官の押印があるもの。対象敷地を赤枠で明記） ☐ 後退用地等の写真 （④支障物件撤去後の後退用地・隅切り用地、対象道路が確認できるもの） ☐ 委任状（必要な方のみ） その他の必要書類（奨励金の受取を希望される方のみ） ☐ 固定資産税額等確認の委任状 ※２） ☐ 相手方登録申出書（未登録の方のみ） ※２） ☐ 預金通帳のコピー（相手方登録の口座） ☐ 本人確認書類（窓口で提示） ※２）様式は、申請時にお渡しします
	⑥ 事業実施の適否を通知	⑥「後退用地等拡幅整備申請書」の副本を返却します。
測量 分筆 寄附	⑦ 測量・分筆業務 （現地立会） ⑧ 寄附申込書の提出	⑦ 測量時には、土地所有者等による境界確認などが必要です。 分筆登記時に、後退用地等の抵当権設定等を外していただきます。 ⑧「寄附申込書」（１部）を提出してください。 ☐ 寄附申込書 ※３） ☐ 登記原因証明情報兼登記嘱託承諾書 ※３） ☐ 印鑑登録証明書 ※３）様式は、分筆業務時にお渡しします
	⑨ 寄附採納決定を通知 ⑩ 所有権移転登記	⑨「寄附採納決定通知書」を申請者へ送付します。
奨励金	⑪ 奨励金交付決定を通知 ⑫ 奨励金の支払い	⑪「後退用地等寄附奨励金交付決定通知書」を申請者へ送付します。 ⑫ 奨励金の受領
	⑬ せまいみち改善事業の完了（「⑤申請書等の提出」から「⑬事業の完了」までは、１年程度を要します）	

注）上記のほか、必要に応じて別途書類の提出を求めています。

注）窓口での書類提出・受取・現地立会時には、顔写真のある本人確認書類を提示してください。